

○管理職等の範囲を定める規則

制 定 令 3. 3.18規1

(目 的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）  
第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職  
員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、同表の右欄に掲げる職を有  
する者とする。

(組織の変更等についての報告)

第3条 管理者は、前条に規定する別表に掲げる機関に変更があったとき、又は管理職  
員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があつた  
ときは、速やかにその旨を公平委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は令和3年4月1日より施行する。

別 表

機関	職
事務局	事務局長、総務課長、防潮課長、主幹、 課長代理、主査